

# 電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金のご案内

「住民税均等割のみ課税」の世帯へ

**1世帯当たり10万円**を支給します。

## 支給額

1世帯当たり **10万円**（一部の世帯は減額となる場合があります。）

## 支給の対象

令和5年12月1日時点で東金市に住民登録があり、次の①又は②のいずれかに該当する世帯

- ① 「世帯全員が令和5年度分の住民税均等割のみ課税」である世帯
- ② 令和5年度分の「住民税均等割のみ課税の方」と「住民税均等割が非課税の方」で構成された世帯

## 申請の方法

### I 「支給要件確認書」が届いた世帯

- 支給要件確認書の提出が必要です。

※受付期間は令和6年5月31日(金)【消印有効】までです。

詳しくは裏面をご確認ください。

- 振込日は「支給決定通知書」により個別にお知らせします。

### II 令和5年度住民税が未申告である方

令和5年1月2日以降に転入した方

を含む世帯

令和5年度住民税の住民登録外課税の対象の方

- 申請書の提出が必要です。

※受付期間は令和6年5月31日(金)【消印有効】までです。

詳しくは裏面をご確認ください。

- 振込日は「支給決定通知書」により個別にお知らせします。

申請の手続きの詳細は裏面をご確認ください。

# 申請の手続き

## I 「支給要件確認書」が届いた世帯

- 市から届いた「支給要件確認書」の内容(確認欄に記載された事項)を確認し、必要事項を記入し、「支給要件確認書」と「添付書類」を併せて  
**令和6年5月31日(金)【消印有効】**までに返送してください。

## II 令和5年度住民税が未申告である方 令和5年1月2日以降に転入した方 **を含む世帯** 令和5年度住民税の住民登録外課税の対象の方

- 申請書の提出が必要です。  
申請書に必要事項を記入して、添付書類と併せて  
**令和6年5月31日(金)【消印有効】**までに提出してください。  
※申請書は市ホームページ、市社会福祉課窓口などで配布しています。

※上記の I、II のいずれの世帯についても、世帯全員が住民税均等割が課税されている他の親族から扶養を受けている(地方税法の規定による青色事業専従者及び事業専従者を含む。)場合は対象外となります。

※東金市に住民登録がない方であっても、配偶者や親族からの暴力などを理由に避難されている方は対象となる場合があります。

 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の  
**「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」**にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

### (お問い合わせ)

- 東金市 市民福祉部 社会福祉課 社会係  
〒283 - 8511 東金市東岩崎 1 番地 1  
受付時間 : 午前8時30分 ~ 午後5時15分 (土日祝を除く。)  
電話 : 0475 - 50 - 1233